

安城市多世代住宅補助金

子どもから高齢者までの世代が安心していきいきと暮らし社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得に係る費用の一部を補助します。

新たに多世代となる場合

既に多世代の場合

新たに建築、取得を行うので

あればどちらでも OK

【対象となる多世代】

- 三世代…小学校修了前の子どもと同居する親と祖父母等が居住すること
 - 二世代…75歳以上の親とその子が居住すること
- ※5年間継続する必要があります。

居住とは…

同居…同一棟で住むこと

隣居…隣接して別棟で住むこと

近居…半径2 km以内に自己で土地を取得し、住むこと

【対象となる住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）、共同住宅及び長屋のうち、自己所有するもの

【対象となる建築等及び経費】（令和元年7月1日以降に契約（着手）したものが対象）

新築、増築、改築、リフォーム（多世代住宅のための間仕切りの変更等。同居のみを対象。耐震関連を除く他の補助金等の対象経費となる部分は対象外。）または取得（建売住宅、マンションを購入）に要する費用。

【補助金額】下の表を参照

（合計が経費の3分の1を上回る場合は経費の3分の1の額が補助金額となります。）

	補助率	限度額	耐震・空き家	マチナカ居住	合計（最高）
同居	経費の 1/3	70万円	20万円	10万円	100万円
隣居		35万円	20万円	10万円	65万円
近居		20万円	20万円	10万円	50万円

※リフォームは同居のみを対象とし、限度額は上表の2分の1。

※共同住宅及び長屋の限度額は上表の2分の1。

※近居については、購入した土地に建築等することが要件となります。

上乗せ①

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であって、安城市の指定する耐震診断により耐震性のないことが確認できたものを除却する場合
 - 1年以上使用されていない空き家を除却または取得する場合
- 以上のいずれかに該当する場合

上乗せ②

- 第三次安城市都市計画マスタープランで定められたマチナカ居住誘導区域内にて建築等すること



その他

補助を受けられる方で、一定の要件に該当する場合は、フラット35の当初5年間の金利を0.25%引下げる優遇措置が受けられます。

補助金申請の流れ

※令和元年7月1日以降に契約したものが対象となります。

事前相談

契約前に相談してください。

事前相談は補助金の要件ではありませんが、補助金の条件が複雑なため、ご利用していただくようお願いします。

工事、売買契約

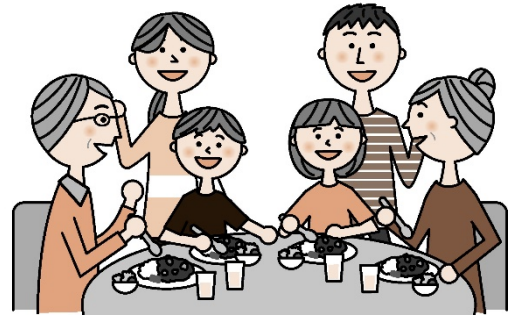
令和元年7月1日以降に契約したものが対象となります。

- リフォームの場合は工事個所の着前の写真を忘れずに撮影してください。
- 建築確認申請等、法的な手続きを忘れずに行ってください。

完了

対象経費の支払い

完了した日は領収書の日付等で確認します。



住民票の異動

工事、売買の完了後(領収書の日付から)6か月以内に多世代での居住を開始してください。

交付申請兼実績報告

工事、売買の完了後(領収書の日付から)6か月以内に多世代居住を開始し、交付申請書兼実績報告書を提出してください。

●報告に必要な書類●

- 交付申請書兼実績報告書
- 位置図
- 検査済証(建築基準法第7条)
- 配置図、平面図
- 完了写真・領収書、契約書
- 登記事項全部証明書
- 戸籍謄本
- その他申請内容に応じた書類

※(同居・隣居・近居)及び(建築・リフォーム・取得)のいずれに該当するかで必要書類が変わります。

補助金交付決定

補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。

申請用紙の様式・補助の詳細は安城市建築課 HP をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談は、建築課 建築指導係(電話71-2241)までお願いします。